資料修正：事前資料　40 ページ

①

2　施策の体系及び重点施策

基本目標	施策の方向
1 地域共生社会に向けた土台づくり	1　福祉教育の推進と支え合いのきっかけづくり　重点
	2　地域福祉の担い手の確保・育成　重点
	3　ボランティア活動の促進・支援
2 地域における支え合い活動の推進	1　地域の関わりあいや交流の促進・居場所づくり　重点
	2　地域活動の支援・地域の福祉課題解決に向けた援助　重点
3 支援が必要な人を支える仕組みづくり	1　支援機関等の協働による寄り添い続ける支援の推進　重点
	2　多様化する福祉課題に対する福祉サービスの充実と情報提供
	3　権利擁護の推進
4 安全で安心に暮らせるまちづくり	1　災害に備える地域づくり
	2　日頃の見守り活動の支援
	3　誰もが暮らしやすい生活環境の整備

資料修正：事前資料　52 ページ（基本目標３→基本目標４へ変更）

②

施策の方向３　誰もが暮らしやすい生活環境の整備

方向性

移動・外出、住まいにかかる支援や公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進等により、誰もが安心・快適に暮らせる生活環境を整備します。

市民・地域の取組

市民

・交通やバリアフリーについて意識し、みんなに快適な環境か確認しましょう。

地域・団体

・活動を通じて、支援やサービスが必要な人に情報を伝えましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
43	移動に関する支援	行政【高齢介護課・福祉課】 高齢者や障害者の地域生活の支援や社会参加を促進するため、移動や外出支援に関するサービスを提供します。
44	循環バスの利便性向上	行政【商工課】 市内巡回バス等の公共交通機関の利便性の向上を図ります。
45	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	行政【都市計画課】 公共施設や公園、道路等を誰もが利用しやすいものとするため、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。
46	居住支援の充実	行政【建築課・高齢介護課・福祉課】 高齢者や障害者のほか、居住に課題を抱える人に対し配慮された住居の確保や充実を図るとともに、横断的な支援を行います。

（４）碧南市における課題

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重しながら、地域で安心して生活できるよう支援する制度です。本市においても制度の対象となる認知症、知的障害、精神障害等の人は増加傾向にあり、今後、特に高齢化の進行により、認知症のある人は増加することが見込まれ、成年後見制度の必要性は高まっています。

しかし、本市の市長申立て件数や成年後見制度利用支援事業の利用者数の推移をみると、対象者の増加に対して利用は増えておらず、制度の利用促進が十分であるとは言えない状況です。

制度の必要性があるにもかかわらず、利用につながっていない人がいることが考えられることから、行政と中核機関である碧南市成年後見支援センターとの連携を強化しつつ、制度に関するわかりやすい情報提供や手続の負担の軽減、利用を支える体制整備など、成年後見制度の利用促進に向けた取組を進めていく必要があります。

３　基本目標

基本目標１　制度の普及・利用促進

○成年後見制度の内容や利用方法、権利擁護の重要性について理解を深めるため、制度の周知啓発を図ります。また、法人後見の実施体制の整備や市長申立ての適切な実施、成年後見制度利用支援事業による申立費用や後見人等への報酬助成を行い、必要とする人が制度を円滑に利用できる環境を整備します。

基本目標２　相談体制の充実

○成年後見制度に関する相談支援の充実に向けて、本人や家族、支援関係者が抱える不安や課題を早期に把握し、本人の意思や生活状況を尊重しながら、個々の状況に応じた適切な支援につなげる相談体制を整備します。

基本目標３　地域連携ネットワークの構築・担い手確保等の体制整備

○権利擁護支援を推進するため、多機関連携による、地域連携ネットワークの機能強化に向け、碧南市成年後見制度連携協議会による検討を進めます。また、市民後見人の活動支援を進め、地域における担い手の確保・育成を図ります。

資料修正：事前資料　69～74 ページ

④

第 6 章　再犯防止推進計画

1　計画策定にあたって

全国の刑法犯の認知件数は、年々減少傾向にあったものの、近年では増加傾向にあります。また、再犯者については年々減少傾向にありますが、それを上回るペースで初犯者も減少し続けているため、令和 7（2025）年の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は 46.2%と高い割合を占めています。

国においては、平成 28（2016）年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

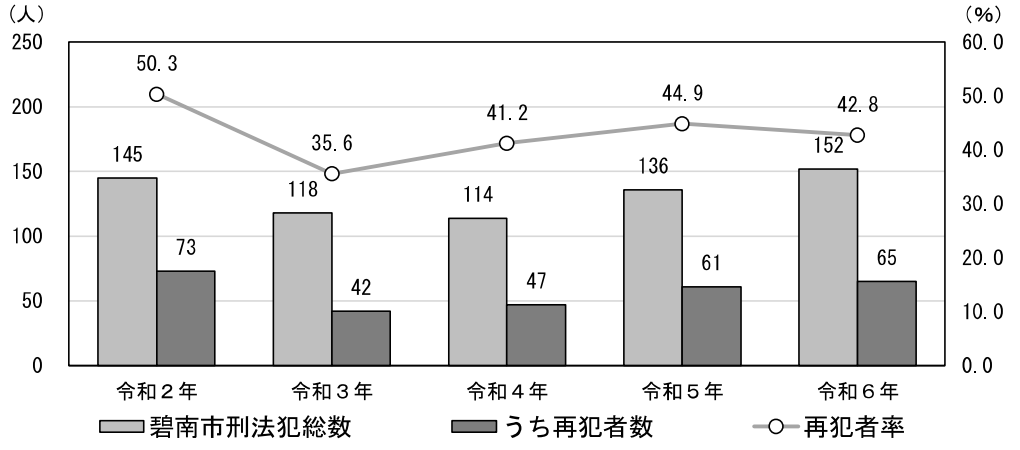
本市においても、このような状況を踏まえ、誰一人取り残さない地域共生社会を実現するため、「碧南市再犯防止推進計画」を策２定し、本市における再犯の防止等に関する施策を推進します。

2　碧南市の現状と課題

（１）碧南市の犯罪等の状況

本市の刑法犯検挙者数は、近年 110 件～150 件台で推移しています。また、再犯者については令和３（2021）年以降増加傾向にあり、令和６（2024）年の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は 42.8%となっています。

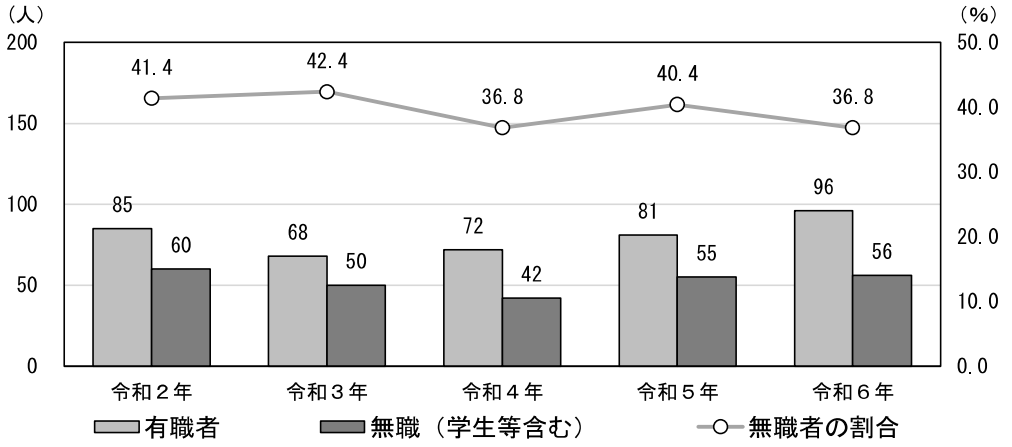
■碧南市内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（少年を除く）



資料：法務省矯正局提供データを基に碧南市作成

本市の刑法犯検挙者数のうち、無職者の割合は 40%前後で推移しています。犯罪や非行をした人の中には、仕事がないことなど、収入面での不安定さがある人の割合が高いことがわかります。

■碧南市内の刑法犯検挙者中の有職者・無職者の別（少年を除く）



資料：法務省矯正局提供データを基に碧南市作成

（２）碧南市における課題

犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援し、再犯を防止することが、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて重要です。

本市において、刑法犯検挙者数の再犯率は近年 40%台で推移しており、再犯防止にあたっては、出所後等の生活基盤の安定などにより、地域社会の中で孤立することなく生活できる環境を整備することが重要です。

犯罪をした人等の中には、住居や就労先の確保が困難な人、高齢や障害、依存症などの課題を抱える人なども多くいることが考えられ、十分な福祉的支援につながっていない人に対しては、適切に福祉サービス等につなげていくことが求められます。そのため、福祉、保健、医療、就労、住宅、教育など、様々な関係機関等との連携のもとで再犯防止に向けた取組を進めていくことが重要です。

3　基本目標

基本目標１　就労・住居等安定した生活の確保

〇雇用する側の理解・協力を得られるよう、協力雇用主または協力事業主の意義や募集に関する情報を周知するとともに、生活困窮者や就労を希望する障害のある人に対しては、就労機会の提供、就労の継続を図るための相談、指導及び助言などの支援を行います。
〇年齢、障害、保証人や緊急連絡先が確保できないなどの理由で、住宅確保が難しい人に対し、住居が確保できるよう支援するとともに、保護観察所や教育機関等との情報連携を図り、指導や助言を適切に行います。

基本目標２　必要な福祉サービス等の利用促進

〇犯罪や非行をした人が適切な支援を受けられるよう、必要に応じて関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進に努めます。
〇薬物乱用の危険性・有害性を正しく周知するため、保護司会及び更生保護女性会が行う薬物乱用防止に関する助言、啓発活動の支援を行います。また、保健分野や福祉分野の研修を保護司会及び更生保護女性会の会員が適宜受講し、自殺防止等の助言や指導の普及に努めます。

基本目標３　関係機関との連携・活動支援

〇保護観察所などと更生保護活動に資する情報や福祉サービスに係る情報などを相互に情報共有し、連携を図ります。
〇愛知県、民間団体、刑事司法関係機関等との連携により、啓発活動や再犯防止に関する取組を推進すると共に、再犯防止に入口支援を含める連携を実施します。
〇少年の健全な育成及び非行防止に向け、保護司会などとの緊密な情報共有を図るとともに、相互協力に努め、非行防止活動を推進します。
〇非行防止のため保護司会が実施している防犯パトロールの活動を支援します。

基本目標４　広報啓発活動の推進

〇再犯防止の取組や更生保護活動に関する情報を市ホームページや広報などで広く周知し、市民の理解促進に努めます。
〇保護司会、更生保護女性会については、広く活動を PR することにより、会員の確保に努めていきます。

４　施策の展開

犯罪をした人が、必要な支援を受けて社会復帰していることや、地域で再犯防止に対する理解が進み、再犯防止の支援の輪が広がっていることを目指し、市や関係機関などが以下の取り組みを実施します。

基本目標１　就労・住居等安定した生活の確保

現状・課題

●再犯防止において、就労と居住の確保は、再び犯罪に至ることを防ぐための重要な基盤です。仕事や住まいが確保できない場合、収入の不安定化、社会的な孤立、生活困窮などが生じる可能性があり、再犯のリスクが高まってしまう場合があります。

●就労においても、本人の能力や特性に合った仕事の確保や、周囲の理解、偏見の解消など、継続して働ける環境を整備することが求められます。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
1	就労や住居確保の支援	行政【建築課・福祉課・高齢介護課】・社会福祉協議会 関係機関等との連携のもと、犯罪をした人等の就労や住居を確保するための支援を行います。

基本目標２　必要な福祉サービス等の利用の促進

現状・課題

●国においては、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ人がいることから、矯正施設在所中の段階から、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図る取組を進めています。

●福祉的な支援が必要な犯罪をした人等が身近な地域で生活していくためには、生活保護や障害福祉サービス、介護サービス、医療支援、生活困窮者への相談支援などを適切に利用できるようにすることが重要です。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
2	必要なサービスの提供支援	**行政【福祉課・高齢介護課】・社会福祉協議会** 犯罪をした人等のうち、高齢や障害等の複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人等について、必要な保健医療・福祉サービスの提供を、複数の分野の主体が連携して包括的に支援します。

基本目標３　関係機関との連携・活動支援

現状・課題

●犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を支えるため、刑事司法機関、行政、就労支援機関、医療機関、NPO等の関係機関が連携し、個々の状況に応じた支援を行うことが重要です。また、保護司や更生保護女性会など、地域の民間協力者も重要な役割を担っており、連携と活動支援体制の整備が求められます。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
3	依存症問題に対応する各種取り組みの推進	**行政【健康課・福祉課】** 愛知県や民間団体等と連携し、依存症問題に対応するための各種取組を進めます。また、薬物乱用防止に関する啓発活動を行います。
4	研修や団体運営などの活動支援	**行政【福祉課】** 更生保護に携わる民間団体等の再犯防止の取り組みを促進するため、研修や団体運営などの活動を支援します。
5	専門機関等との連携	**行政【福祉課】・社会福祉協議会** 相談支援において適切な対応ができるよう、必要に応じて司法関係者や専門機関等と連携を図ります。

No.	取組	方向性
6	関係機関との連携強化	**行政【地域協働課・福祉課・学校教育課】** 再犯防止に関係する取組の推進及び犯罪被疑者への社会復帰の支援を行うため、愛知県や近隣市町、関係機関、民間団体等との連携を強化します。
7	入口支援の連携強化	**行政【地域協働課・福祉課・学校教育課】** 刑事司法関係機関との連携により、釈放前の段階で、生活保護、医療、施設入所など必要な支援につなげます。
8	非行防止活動の推進	**行政【学校教育課・福祉課】** 保護司会と学校などとの緊密な情報共有を図るとともに、相互協力に努め、非行防止活動を推進します。

基本目標４　広報啓発活動の推進

現状・課題

●「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。本市においても、毎年７月の強化月間を中心に社会を明るくする運動碧南市実施委員会により街頭啓発活動等を行っています。

●引き続き啓発活動を推進し、市民が犯罪や非行の問題を自分たちの身近な課題として理解し、誰もが孤立せずに暮らせる地域づくりを進めることが重要です。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
9	理解促進	**行政【福祉課】** 「社会を明るくする運動」などの実施を通じて再犯防止活動についての啓発を行い、広く市民の理解促進に努めます。

資料修正：事前資料　75 ページ

⑤

第 7 章　重層的支援体制整備事業実施計画

1　碧南市における重層的支援体制整備事業の方向性・目標

本市では、社会からの孤独・孤立、８０-５０問題、ヤングケアラーの存在等、生活課題が複雑化・複合化する世帯が全国的にも増加する中、これらの課題に対応していくため、高齢・障害・生活困窮分野における相談支援業務を行える相談窓口として福祉課を設置し、切れ目のない相談支援に取り組むとともに、碧南市社会福祉協議会においては、地域において、本人とその世帯に寄り添った伴走型の支援等を行ってきました。

本市が重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、これまで実施してきた相談支援や地域づくり、関係団体・機関等との連携体制を基盤として、その取組の成果と強みを最大限に活かしながら、各分野で従来から進めてきた「相談」「社会参加」「地域づくり」の支援を横断的且つ一体的に実施することで、地域共生社会の実現に向けた本市の地域福祉計画・地域福祉活動計画の取組の一層の強化につなげます。

また、支援機関間の緊密な連携による対応力の向上を図るとともに、地域でのより多様な主体による関わりを育むことで、人と人、人と地域（社会資源）がつながり合い、地域全体で支え合う包括的な支援体制の更なる充実を目指します。

（重層的支援体制整備事業のあらましは P6 に記載のとおりです。）

2　碧南市の現状と課題

（１）碧南市の地域における状況

令和８（2026）年４月から５月にかけて実施した市民意識調査及び団体ヒアリング調査において、重層的支援体制について、以下のような意見があげられています。

■市民意識調査結果（一部要約、抜粋）

- 生活上の悩みや不安を相談できる相手または場所（機関）がない人の割合が 25.6%となっている。
- 相談をしない理由について、相談窓口を知らないという人の割合が 33.6%となっている。
- どのような窓口であれば相談しやすいと思うかについて、相談から支援まで一体的に、解決まで伴走してくれることを望む人の割合が 53.6%と高くなっている。また、他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれることを望む人の割合も 36.8%となっている。

■団体ヒアリング調査結果（一部要約、抜粋）

・義務教育を終えた後の行き場のない引きこもり青年の対応。本人が自ら支援を求めて行動せず、家族も困っているが無理に家から出すことができない。

・生活保護には至らないが、生活困窮の世帯。障害等があるが、手帳が無いなど、制度の利用ができない状態の方がいる。

・家庭の状況や経済状況など、様々な問題が重なり、単なる福祉サービスの利用だけでは状況が改善されないケースがある。

・高齢者福祉、障害福祉どちらのサービスにも該当しないがサポートが必要な方がいる。

（２）碧南市における課題

ひきこもりや生活困窮、家庭環境の問題や高齢者福祉と障害者福祉が絡み合った問題など、複合化・複雑化した課題を抱え、既存の制度や福祉サービスだけでは十分な支援につながらない人への対応を行うため、重層的支援体制整備事業の実施・充実が求められています。

本市においても、団体ヒアリングにおいて既存の福祉サービスのみでは対応が困難なケースに関する事例が複数あげられており、対応が必要であることがわかります。

特に、本人が自ら相談や支援を求めることが難しい場合や、制度の対象要件を満たさないために必要な支援を受けられない場合、世帯全体で何らかの課題がある場合などにおいては、関係機関同士の連携により、包括的な支援を行っていく必要があります。

今後は、属性や年齢、既存制度の対象要件にとらわれず、本人や家族の状況に応じて包括的に相談を受け止める体制を整備するとともに、福祉、保健、医療、就労、教育等の関係機関が連携し、地域資源の活用や社会参加の機会づくりを進め、世帯全体の課題や本人の意思を踏まえた支援方針を検討していく体制の強化が求められます。

３　重層的支援体制整備事業の基本方針

（１）基本的な考え方

へきなん地域福祉ハッピープラン（以下「地域福祉計画」という。）や個別の計画の方針、目標との整合性を図りながら、地域福祉計画の基本理念である、地域共生社会の実現を目指します。

実施体制は、新たな組織を作るのではなく、既存の各分野の拠点の体制及び機能を活用し、支援関係機関で連携を図り、包括的な相談体制を構築します。

（２）基本理念

地域福祉計画の理念である、「みなとつながり　支えあう　みなとまち　へきなん」が実現できる地域を目指し、事業を推進していきます。

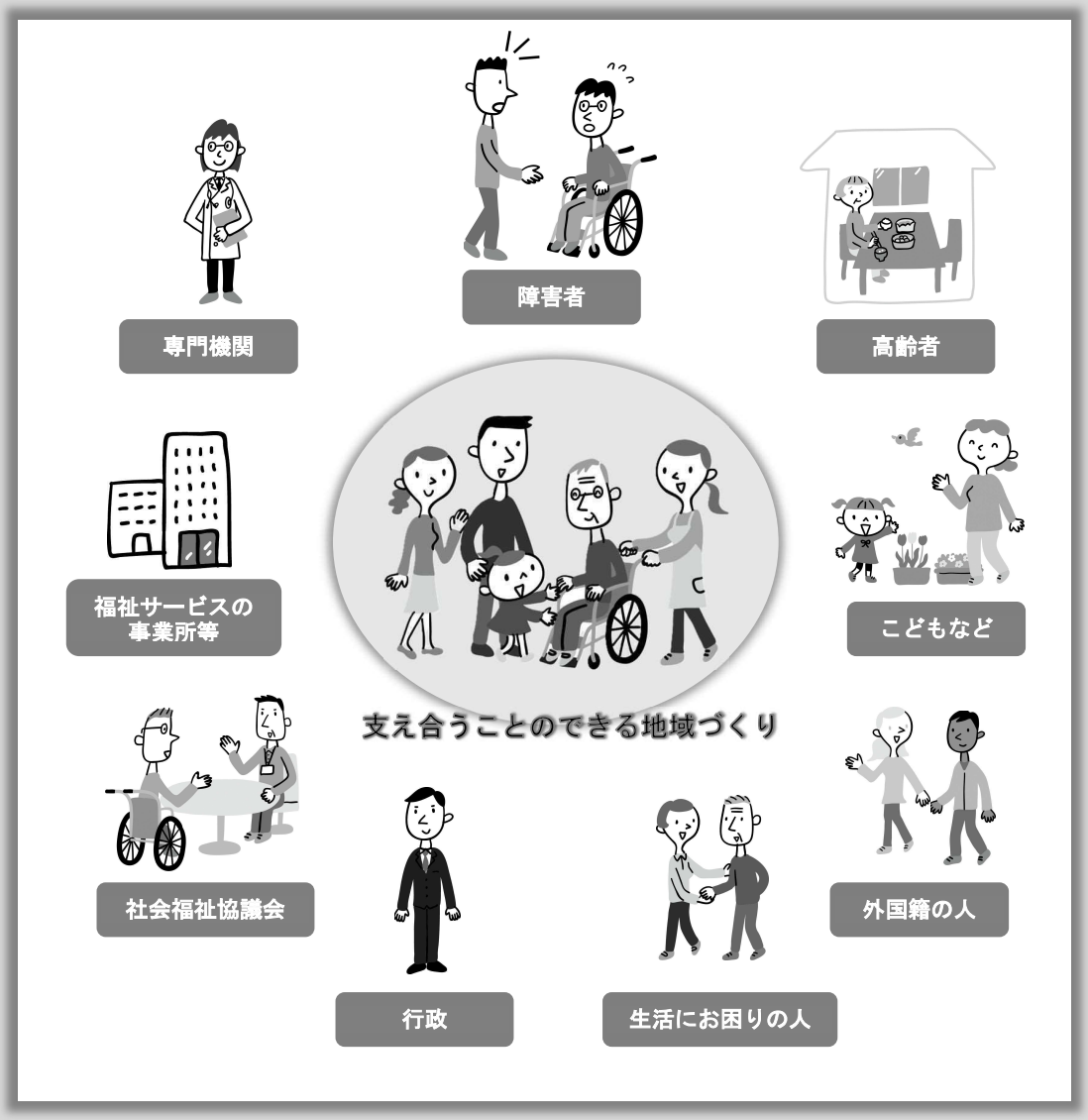
資料修正（案）：事前資料　81 ページ

⑥

支え合うことのできる地域づくり

地域には、様々な人が生活をしています。どの人も子供の時は大人のサポートを受け大人になり、そして自立した生活ができるようになりますが、歳を重ね体が不自由になり、他者のサポートが必要となる時期もあります。また、何らかの障害の状態になったり、生活に困窮するなど様々な状態になることもあります。

そのような状態に対して、地域にちょっとした気づきや手助けがあれば、暮らしやすくなることもあります。「誰もがいつかは通る道」として、地域のできごとを自分事と捉えながら、支え合える地域づくりを目指しています。



資料修正（案 1）：事前資料　98 ページ

4　各地区における活動記録及び効果

前計画期間において、地域の特色を生かした取り組みの内容です。

新川地区

●“ふくし”への関心を持とう！
●子どもや地域の方全てに安全な暮らしを！

「おかえり運動」「おめでとう運動」により、地域での顔なじみの関係づくりを推進。

中央地区

●地域のつながりづくり
●災害時に支え合える地域づくり

「中山福祉の会」では障害児、園児、中学生などが農作業を通じて交流。
「天王地区福祉協議会」では災害時に支え合える地域づくりを推進。

棚尾地区

●地域のつながりや関係性の希薄さと担い手不足の解消
●災害時に助け合える地域づくり

「棚尾まちおこしの会」では要配慮者を含めた避難訓練を推進。こども食堂を通じたと世代交流、移動について検討。

旭地区

●多世代交流の促進
●隣近所のつながりづくり
●お互いを知るための情報発信

「ウォークラリー」を通じた多世代交流の促進、地域のつながりづくりを推進。

大浜地区

●世代を超えたつながり・助けあいを進める
●自ら避難できない人への災害時支援

「大浜つながり隊」を通じた地域のつながり、保育園を活用した交流を推進。

包括的な支援体制

❶地域で支え合う機能
❷支援機関が連携して支援する機能
❸地域と支援機関をつなぐ機能

誰一人とりのこさない



西端地区

●地域や住民を互いに知り、つながりをつくろう
●無理せず楽しめる活動を続けよう

「移動支援ボランティア会」による買い物や通院の支援。
「café ちゃのま」での地域の交流促進

福祉教育

全小中学校、高校で福祉実践教室を開催するほか、中高生ボランティア体験教室を開催し、子どもの時から福祉教育を実施。
また、福祉学習サポーターが福祉教育の推進に協力。

- 全小中学校・高校 福祉実践教室
- 中高生ボランティア 体験教室
- 福祉学習サポーター

▶▶▶

未来をつくる思いやりの心



図を掲載（非公開）